

| 報告項目                 | 報告内容  |
|----------------------|---|
| 被処分者の氏名又は法人名称        | 松井 勇樹   |
| 登録番号又は法人番号           | 09211401  |
| 所属する単位会              | 三重県行政書士会  |
| 事務所名称                | アーリー・バード行政書士法人  |
| 事務所所在地               | 三重県伊勢市一色町 1834 番地 7   |
| 処分年月日                | 平成 29 年 10 月 31 日   |
| 処分内容（種類）             | 廃業の勧告（会員権の権利の停止を含む）   |
| 上記処分をした理由            | <p>松井勇樹会員は、三重県行政書士会会則第 15 条により納付すべき会費を正当な理由なく滞納したことによる。</p> <p>よって、行政書士法第 13 条、三重県行政書士会会則第 46 条第 1 項第 3 号に違反。</p>   |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則の条文 | <p>行政書士法第 13 条（会則の遵守義務）</p> <p>行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>三重県行政書士会会則第 47 条第 1 項</p> <p>本会は、三重県行政書士会会則第 15 条第 2 項により催告を行っても、なお定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、個人会員に対しては、第 47 条第 1 項第 3 号の措置をとることができる。</p> |